

平成31年3月期  
中間決算資料

平成30年11月



## ○損益計算書の概要【連結】

(単位:億円)

		平成31年3月期		平成30年3月期	(参考) 通年
		中間期 (A)	(A) - (B)	中間期 (B)	平成30年3月期
連結業務粗利益	1	535	△ 11	547	1,115
資金利益	2	468	△ 41	509	954
役務取引等利益	3	65	26	39	132
その他業務利益	4	1	3	△ 1	29
営業経費	5	△ 311	△ 31	△ 280	△ 591
連結業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	6	223	△ 43	267	523
一般貸倒引当金繰入額(△は繰入)	7	—	—	—	—
連結業務純益(一般貸倒引当金繰入後)	8	223	△ 43	267	523
臨時損益(△は費用)	9	588	77	510	747
不良債権関連処理額	10	—	—	—	—
貸倒引当金戻入益・取立益等	11	107	△ 51	158	126
株式等関係損益(*1)	12	127	72	54	66
持分法による投資損益	13	82	49	33	41
その他	14	270	7	263	513
うちファンド関連損益	15	160	△ 24	184	331
経常利益	16	812	34	777	1,271
特別損益	17	△ 0	△ 0	△ 0	22
税金等調整前中間(当期)純利益	18	811	33	777	1,294
法人税等合計	19	△ 205	△ 0	△ 204	△ 350
中間(当期)純利益	20	605	33	572	943
非支配株主に帰属する中間(当期)純利益	21	2	0	1	24
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益	22	603	32	571	919
与信関係費用(△は費用)(*2)	23	107	△ 51	158	126
株式・ファンド関係損益(*3)	24	288	48	239	397

(\*1) 株式等関係損益 = 投資損失引当金戻入益(△繰入額) + 株式等償却(△) + 株式等売却益(△売却損)

(\*2) 与信関係費用(△費用) = 貸倒引当金戻入額(△繰入額) + 偶発損失引当金戻入額(△繰入額) + 貸出金償却(△) + 償却債権取立益 + 債権売却益(△売却損)

(\*3) 株式・ファンド関係損益 = 株式等関係損益 + ファンド関連損益

(単位:社)

		平成30年9月末		平成30年3月末	平成29年9月末
		(A)	(A) - (B)	(B)	
連結子会社数	25	31	1	30	30
非連結子会社数	26	58	3	55	47
持分法適用関連会社数	27	27	1	26	27
持分法非適用関連会社数	28	102	△ 8	110	104

## ○損益計算書の概要【単体】

(単位:億円)

		平成31年3月期		平成30年3月期	(参考) 通年
		中間期 (A)	(A) - (B)	中間期 (B)	平成30年3月期
業務粗利益	1	571	12	558	1,144
資金利益	2	505	△ 13	519	1,002
役務取引等利益	3	59	19	40	114
その他業務利益	4	6	7	△ 1	27
営業経費	5	△ 248	△ 13	△ 235	△ 480
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	6	323	△ 0	323	664
一般貸倒引当金繰入額(△は繰入)	7	—	—	—	—
業務純益(一般貸倒引当金繰入後)	8	323	△ 0	323	664
臨時損益(△は費用)	9	442	45	397	539
不良債権関連処理額	10	—	—	—	—
貸倒引当金戻入益・取立益等	11	107	△ 51	159	126
株式等関係損益(*1)	12	113	59	53	59
その他	13	221	37	184	353
うちファンド関連損益	14	229	52	177	344
経常利益	15	766	44	721	1,203
特別損益	16	△ 0	0	△ 0	△ 0
税引前中間(当期)純利益	17	766	45	721	1,202
法人税等合計	18	△ 197	△ 5	△ 192	△ 303
中間(当期)純利益	19	568	39	528	899
与信関係費用(△は費用)(*2)	20	107	△ 51	159	126
株式・ファンド関係損益(*3)	21	342	111	231	403

(\*1) 株式等関係損益=投資損失引当金戻入益(△繰入額)+株式等償却(△)+株式等売却益(△売却損)

(\*2) 与信関係費用(△費用)=貸倒引当金戻入額(△繰入額)+偶発損失引当金戻入額(△繰入額)+貸出金償却(△)+償却債権取立益+債権売却益(△売却損)

(\*3) 株式・ファンド関係損益=株式等関係損益+ファンド関連損益

## ○利鞘【単体】

(単位:%)

		平成31年3月期		平成30年3月期	(参考) 通年
		中間期 (A)	(A) - (B)	中間期 (B)	平成30年3月期
資金運用利回り	1	1.27%	△0.03%	1.30%	1.28%
貸出金利回り	2	1.18%	△0.03%	1.22%	1.21%
有価証券利回り	3	1.60%	0.14%	1.46%	1.38%
資金調達原価(含む経費)	4	1.04%	△0.01%	1.05%	1.04%
外部負債利回り(*1)	5	0.67%	△0.02%	0.69%	0.68%
総資金利鞘(1-4)	6	0.23%	△0.02%	0.25%	0.24%
貸出金利幅(2-5)	7	0.51%	△0.01%	0.52%	0.53%
貸出金利鞘(2-4)	8	0.15%	△0.02%	0.17%	0.17%

(\*1)「外部負債」=債券+コールマネー+借入金+短期社債+社債

## ○自己資本比率【連結】【単体】

国際統一基準

(単位:億円)

		平成30年9月末		平成30年3月末	平成29年9月末
		[速報値] (A)	(A) - (B)	(B)	
連結総自己資本比率	1	16.71%	△0.23%	16.94%	16.68%
連結Tier1比率	2	16.62%	△0.19%	16.82%	16.50%
連結普通株式等Tier1比率	3	16.61%	△0.19%	16.81%	16.50%
連結における総自己資本の額	4	30,754	393	30,361	29,737
リスク・アセットの額	5	184,047	4,886	179,160	178,223
単体総自己資本比率	6	15.65%	0.19%	15.45%	15.57%
単体Tier1比率	7	15.57%	0.23%	15.34%	15.40%
単体普通株式等Tier1比率	8	15.57%	0.23%	15.34%	15.40%
単体における総自己資本の額	9	30,750	537	30,213	29,562
リスク・アセットの額	10	196,442	953	195,488	189,758
連結レバレッジ比率	11	17.11%	0.18%	16.93%	16.60%

○その他決算説明資料(平成31年3月期中間期)

1. 期別投融資額及び資金調達額状況(フロー)【単体】

(単位:億円)

	平成30年3月期中間期(6ヵ月実績)	平成30年3月期(12ヵ月実績)	平成31年3月期中間期(6ヵ月実績)	平成31年3月期(12ヵ月予算) <sup>*8</sup>
投融資額	10,671	31,534	11,784	24,730
融資等 <sup>*1</sup>	9,764	29,736	9,835	} 24,730
投資 <sup>*2</sup>	906	1,797	1,949	
資金調達額	10,671	31,534	11,784	24,730
財政投融資	3,990	9,227	3,950	6,500
財政融資資金	1,500	5,800	1,500	3,000
政府保証債(国内債)	500	1,502	500	1,500
政府保証債(外債) <sup>*3</sup>	1,989	1,925	1,949	2,000
償還年限5年未満の政府保証債(国内債)	—	1,002	—	1,000
社債(財投機関債) <sup>*3*4</sup>	2,444	5,358	2,886	5,500
長期借入金 <sup>*5*6</sup>	2,739	5,895	2,717	2,600
回収等 <sup>*7</sup>	1,496	10,050	2,230	9,130

\*1 社債を含む経営管理上の数値であります。

\*2 有価証券、金銭の信託、その他の資産(ファンド)等を含む経営管理上の数値であります。

\*3 外貨建て債券及び社債のうち、振当処理の対象とされている債券及び社債につきましては、条件決定時点の為替相場による円換算額にて円貨額を計算しております。

\*4 短期社債は含んでおりません。

\*5 平成31年3月期中間期の長期借入金のうち、危機対応業務に関する株式会社日本政策金融公庫(以下、「日本公庫」)からの借入はございません。

\*6 外貨建て長期借入金のうち、振当処理の対象とされている長期借入金につきましては、条件決定時点の為替相場による円換算額にて円貨額を計算しております。

\*7 産業投資出資金を含んでおります。

\*8 平成31年3月期(平成30年度予算)は、年度当初の予算であり、震災対応等にかかる「危機対応業務」等に関する予算は含まれておりません。

(参考①)融資等残高及び投資残高【単体】

(単位:億円)

	平成29年9月末	平成30年3月末	平成30年9月末
融資等残高 <sup>*1</sup>	134,408	134,677	132,640
投資残高 <sup>*2</sup>	9,097	9,521	10,847

\*1 社債を含む経営管理上の数値であります。

\*2 有価証券、金銭の信託、その他の資産(ファンド)等を含む経営管理上の数値であります。

(参考②)資金調達残高【単体】

(単位:億円)

	平成29年9月末	平成30年3月末	平成30年9月末
資金調達残高	129,929	132,173	131,591
財政投融資等	72,489	73,669	74,612
財政融資資金等 <sup>*1</sup>	42,839	45,244	44,142
政府保証債(国内債) <sup>*2</sup>	16,500	16,500	16,200
政府保証債(外債) <sup>*2*3</sup>	13,150	11,925	14,270
償還年限5年未満の政府保証債(国内債) <sup>*2</sup>	—	1,000	1,000
財投機関債 <sup>*2*3</sup>	1,870	1,470	1,070
社債(財投機関債) <sup>*2*3*4*5</sup>	17,780	18,418	19,669
長期借入金 <sup>*6</sup>	37,789	37,614	35,239
うち日本公庫より借入	24,350	23,033	20,375

\*1 産業投資借入金(財政投融資特別会計)等を含んでおります。

\*2 債券は額面ベースとなっております。

\*3 外貨建て債券及び社債のうち、振当処理の対象とされている債券及び社債につきましては、条件決定時点の為替相場による円換算額にて円貨額を計算しております。

\*4 株式会社化以降の発行分であります。

\*5 短期社債は含んでおりません。

\*6 外貨建て長期借入金のうち、振当処理の対象とされている長期借入金につきましては、条件決定時点の為替相場による円換算額にて円貨額を計算しております。

平成30年9月末の融資等残高は、平成30年3月末比2,036億円減少し13兆2,640億円となっております。また、平成30年9月末の投資残高は、平成30年3月末比1,326億円増加し1兆847億円となっております。

一方、平成30年9月末の資金調達残高は、平成30年3月末比582億円減少し13兆1,591億円となっております。減少の主な原因は、日本公庫からの借入金残高(ソースステップ・ローン)が減少したこと等によるものです。

## 2. 貸出金等の状況

### I. リスク管理債権の状況

【連結】

(単位:百万円)

	平成29年9月末	平成30年3月末	平成30年3月末比		平成30年9月末
			平成29年9月末比	平成30年3月末比	
破綻先債権	89	—	△ 89	—	—
延滞債権	37,340	43,750	△ 12,823	△ 19,233	24,516
3ヵ月以上延滞債権	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	24,156	16,634	959	8,481	25,115
リスク管理債権合計①	61,586	60,385	△ 11,953	△ 10,752	49,632

貸出金残高(末残)②	12,717,620	12,725,235	△ 149,490	△ 157,104	12,568,130
①/②×100(%)	0.48	0.47	△ 0.09	△ 0.08	0.39

【単体】

(単位:百万円)

	平成29年9月末	平成30年3月末	平成30年3月末比		平成30年9月末
			平成29年9月末比	平成30年3月末比	
破綻先債権	89	—	△ 89	—	—
延滞債権	37,340	43,750	△ 12,823	△ 19,233	24,516
3ヵ月以上延滞債権	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	24,156	16,634	959	8,481	25,115
リスク管理債権合計①	61,586	60,385	△ 11,953	△ 10,752	49,632

貸出金残高(末残)②	12,873,243	12,874,274	△ 163,671	△ 164,702	12,709,571
①/②×100(%)	0.48	0.47	△ 0.09	△ 0.08	0.39

### II. 金融再生法開示債権の状況(部分直接償却実施後)【単体】

(単位:百万円)

	平成29年9月末	平成30年3月末	平成30年3月末比		平成30年9月末
			平成29年9月末比	平成30年3月末比	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	406	316	1,532	1,621	1,938
危険債権	37,626	47,536	△ 12,772	△ 22,682	24,853
要管理債権	24,156	16,634	959	8,481	25,115
合計①	62,189	64,488	△ 10,281	△ 12,580	51,908

(参考) 部分直接償却実施額(平成30年3月末:15,600百万円、平成30年9月末:19,029百万円)

総与信残高(末残)②	13,110,322	13,105,699	△ 159,281	△ 154,657	12,951,041
①/②×100(%)	0.47	0.49	△ 0.07	△ 0.09	0.40

### Ⅲ.金融再生法開示債権における保全状況(部分直接償却実施後)【単体】

#### ①保全率

(単位:%)

	平成29年9月末	平成30年3月末			平成30年9月末
			平成29年9月末比	平成30年3月末比	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	100.0	100.0	—	—	100.0
危険債権	100.0	98.7	△ 6.5	△ 5.2	93.5
要管理債権	80.9	100.0	19.1	—	100.0
開示債権合計	92.6	99.1	4.3	△ 2.2	96.9

#### ②信用部分に対する引当率

(単位:%)

	平成29年9月末	平成30年3月末			平成30年9月末
			平成29年9月末比	平成30年3月末比	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	100.0	100.0	—	—	100.0
危険債権	100.0	96.9	△ 10.0	△ 6.8	90.0
要管理債権	60.2	100.0	39.8	—	100.0
開示債権合計	83.3	97.4	9.6	△ 4.5	93.0

#### ③その他の債権に対する引当率

(単位:%)

	平成29年9月末	平成30年3月末			平成30年9月末
			平成29年9月末比	平成30年3月末比	
要管理債権以外の要注意先債権	11.4	8.9	△ 7.3	△ 4.9	4.0
正常先債権	0.1	0.1	△ 0.0	△ 0.0	0.0

### Ⅳ.与信関係費用

【連結】

【単体】

(単位:百万円)

	平成30年3月期	平成31年3月期	平成30年3月期	平成31年3月期
	中間期(6ヵ月実績)	中間期(6ヵ月実績)	中間期(6ヵ月実績)	中間期(6ヵ月実績)
与信関係費用(△)	15,869	10,723	15,940	10,781
貸倒引当金繰入(△)・戻入	13,826	10,659	13,897	10,717
一般貸倒引当金繰入(△)・戻入	9,784	6,605	9,855	6,663
個別貸倒引当金繰入(△)・戻入	4,042	4,054	4,042	4,054
偶発損失引当金繰入(△)・戻入	40	—	40	—
貸出金償却(△)	—	—	—	—
償却債権取立益	2,001	64	2,001	64
貸出債権売却損(△)益	—	—	—	—

### Ⅴ.第三セクター向けリスク管理債権の状況【連結】

(単位:百万円)

	平成29年9月末	平成30年3月末			平成30年9月末
			平成29年9月末比	平成30年3月末比	
破綻先債権	—	—	—	—	—
延滞債権	1,486	8,404	6,792	△ 125	8,279
3ヵ月以上延滞債権	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	12,753	5,524	△ 7,411	△ 182	5,342
リスク管理債権合計①	14,240	13,929	△ 618	△ 307	13,621
貸出金残高(末残)②	256,264	252,506	△ 10,717	△ 6,959	245,547
①/②×100(%)	5.56	5.52	△ 0.01	0.03	5.55

中間連結貸借対照表（平成30年9月30日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	1,295,804	債券	3,249,993
コールローン及び買入手形	270,000	借入金	8,301,481
金銭の信託	18,440	社債	1,966,958
有価証券	1,929,284	その他負債	99,264
貸出金	12,568,130	賞与引当金	5,028
その他資産	197,119	役員賞与引当金	4
有形固定資産	488,421	退職給付に係る負債	7,606
無形固定資産	55,154	役員退職慰労引当金	103
退職給付に係る資産	3,032	繰延税金負債	24,734
繰延税金資産	7,442	支払承諾	210,367
支払承諾見返	210,367	負債の部合計	13,865,542
貸倒引当金	△30,611	（純資産の部）	
投資損失引当金	△37	資本金	1,000,424
		危機対応準備金	206,529
		特定投資準備金	459,000
		特定投資剰余金	3,099
		資本剰余金	766,466
		利益剰余金	622,897
		株主資本合計	3,058,416
		その他有価証券評価差額金	54,364
		繰延ヘッジ損益	24,729
		為替換算調整勘定	△1,066
		退職給付に係る調整累計額	5
		その他の包括利益累計額合計	78,034
		非支配株主持分	10,554
		純資産の部合計	3,147,005
資産の部合計	17,012,548	負債及び純資産の部合計	17,012,548



中間連結損益計算書 [平成30年4月1日から  
平成30年9月30日まで]

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	168,554
資金運用収益	91,847
(うち貸出金利息)	(74,699)
(うち有価証券利息配当金)	(13,170)
役員取引等収益	7,250
その他の業務収益	3,766
その他の経常収益	65,690
経常費用	87,318
資金調達費用	45,037
(うち債券利息)	(18,424)
(うち借入金利息)	(24,025)
役員取引等費用	676
その他の業務費用	3,598
営業経費	31,161
その他の経常費用	6,844
経常利益	81,235
特別利益	3
特別損失	95
税金等調整前中間純利益	81,144
法人税、住民税及び事業税	18,143
法人税等調整額	2,411
法人税等合計	20,555
中間純利益	60,589
非支配株主に帰属する中間純利益	259
親会社株主に帰属する中間純利益	60,329

中間連結株主資本等変動計算書

〔平成30年4月1日から  
平成30年9月30日まで〕

(単位：百万円)

	株主資本						株主資本合計
	資本金	危機対応準備金	特定投資準備金	特定投資剰余金	資本剰余金	利益剰余金	
当期首残高	1,000,424	206,529	330,000	3,099	895,466	584,689	3,020,208
当中間期変動額							
資本剰余金から特定投資準備金への振替			129,000		△129,000		—
剰余金の配当						△22,121	△22,121
親会社株主に帰属する中間純利益						60,329	60,329
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)							
当中間期変動額合計	—	—	129,000	—	△129,000	38,208	38,208
当中間期末残高	1,000,424	206,529	459,000	3,099	766,466	622,897	3,058,416

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	50,520	27,955	△1,285	△29	77,161	12,750	3,110,120
当中間期変動額							
資本剰余金から特定投資準備金への振替							—
剰余金の配当							△22,121
親会社株主に帰属する中間純利益							60,329
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	3,844	△3,226	218	35	872	△2,195	△1,323
当中間期変動額合計	3,844	△3,226	218	35	872	△2,195	36,885
当中間期末残高	54,364	24,729	△1,066	5	78,034	10,554	3,147,005

## 中間連結財務諸表の作成方針

### (1) 連結の範囲に関する事項

#### ① 連結子会社 31社

主要な会社名

DBJ Singapore Limited

(株)日本経済研究所

DBJ Europe Limited

DBJリアルエステート(株)

DBJ投資アドバイザー(株)

DBJキャピタル(株)

DBJ証券(株)

DBJアセットマネジメント(株)

(株)価値総合研究所

政投銀投資諮詢(北京)有限公司

(株)コンシスト

DBJ Americas Inc.

(連結の範囲の変更)

DBJ Americas Inc.は設立により、当中間連結会計期間から連結しております。

#### ② 非連結子会社 58社

主要な会社名

UDSコーポレート・メザニン2号投資事業有限責任組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

#### ③ 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称

鬼怒川ゴム工業(株)、ADVANIDE HOLDINGS PTE. LTD.、エイブリック(株)、(株)バリュープランニング、俺の(株)、たくみやホールディングス(株)、富士製菓(有)

(子会社としなかった理由)

投資育成目的のため出資したものであり、営業、人事、資金その他の取引を通じて出資先を傘下にいれる目的とするものではないためであります。

### (2) 持分法の適用に関する事項

#### ① 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

② 持分法適用の関連会社 27社

主要な会社名

株AIRDO

(持分法適用の範囲の変更)

スペースワン(株)は出資により、RS Global Capital Investment LLCは設立により、当中間連結会計期間から持分法を適用しております。

また、En-CP Growth Investment L.P. は、清算のため、持分法の対象から除外しております。

③ 持分法非適用の非連結子会社 58社

主要な会社名

UDSコーポレート・メザニン2号投資事業有限責任組合

④ 持分法非適用の関連会社 102社

主要な会社名

合同会社ニュー・パースペクティブ・ワン

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

⑤ 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称

株ソシオネクスト、関東運輸(株)、株大將軍、PT.PETROTEKNO、C&A Tool Engineering, Inc.、  
メディカル・ケア・サービス(株)、シミックCMO(株)、NATIONAL CAR PARKS LIMITED、メガバス(株)  
(関連会社としなかった理由)

投資育成目的のため出資したものであり、営業、人事、資金その他の取引を通じて出資先を傘下に  
入れる目的とするものではないためであります。

(3) 連結子会社の中間決算日等に関する事項

中間連結財務諸表の作成にあたっては、連結子会社の中間財務諸表を使用しております。

連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

6月末日 23社

8月末日 1社

9月末日 7社

なお、中間連結決算日と上記中間決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行って  
おります。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 会計方針に関する事項

### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。また、持分法非適用の投資事業組合等への出資金については組合等の中間会計期間に係る中間財務諸表等に基づいて、組合等の損益のうち持分相当額を純額で計上しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映された額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

② 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記①と同じ方法により行っております。

### (2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

### (3) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

その他 4年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

#### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

#### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

### (4) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以

下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、当行の平均的な融資期間を勘案した過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は19,029百万円であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

#### (5) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

#### (6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

#### (7) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

#### (8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

#### (9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

(10) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産及び負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産及び負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。

(11) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、繰延ヘッジ処理又は特例処理を採用しております。なお、包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）を適用しております。

通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等について振当処理を採用しております。

また、在外子会社及び在外関連会社に対する持分への投資並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、包括ヘッジを行っており、在外子会社及び在外関連会社に対する持分への投資についてはヘッジ手段から生じた為替換算差額を為替換算調整勘定に含めて処理する方法、外貨建その他有価証券（債券以外）については時価ヘッジを適用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…債券・借入金・社債・有価証券及び貸出金

b. ヘッジ手段…通貨スワップ

ヘッジ対象…外貨建債券・外貨建借入金・外貨建社債・外貨建有価証券及び外貨建貸出金

c. ヘッジ手段…外貨建直先負債

ヘッジ対象…在外子会社及び在外関連会社に対する持分への投資並びに外貨建その他有価証券（債券以外）

③ ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引等を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約又は一定のグループ毎に行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

リスク管理方針に従って、リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。

なお、包括ヘッジに関して、相場変動を相殺する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し、有効性の評価をしております。また、キャッシュ・フローを固定する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

在外子会社及び在外関連会社に対する持分への投資並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替リスクヘッジに関しては、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していることを確認することにより有効性の評価をしております。

また、個別ヘッジに関して、特例処理の要件を充たしている金利スワップ及び振当処理の要件を充たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(12) 消費税等の会計処理

当行及び国内の連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(13) 不動産開発事業に係る支払利息の取得原価への算入

一部の国内の連結子会社の不動産開発事業に係る正常な開発期間中の支払利息については、資産の取得原価に算入しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 非連結子会社及び関連会社の株式及び出資金総額 213,693百万円

2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に37,469百万円含まれております。

3. 貸出金のうち、破綻先債権額は該当がなく、延滞債権額は24,516百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は該当ありません。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は25,115百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は49,632百万円であります。

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	11,417百万円
その他資産	3,281百万円
有形固定資産	186,133百万円
無形固定資産	121百万円

担保資産に対応する債務

借入金	205,966百万円
社債	250百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券206,639百万円及び貸出金934,586百万円を差し入れております。



出資先が第三者より借入を行うに当たり、その担保として有価証券27,030百万円を差し入れております。

また、その他資産には、金融商品等差入担保金43,302百万円及び中央清算機関差入証拠金28,105百万円を含んでおります。

なお、このほか、株式会社日本政策投資銀行法附則第17条及び旧日本政策投資銀行法第43条等の規定により、当行の財産を日本政策投資銀行から承継した債券711,289百万円の一般担保に供しております。

8. 連結した特別目的会社のノンリコース債務は次のとおりであります。

ノンリコース債務

借入金 205,966百万円

社債 250百万円

当該ノンリコース債務に対応する資産

現金預け金 11,417百万円

その他資産 3,281百万円

有形固定資産 186,133百万円

無形固定資産 121百万円

9. 貸付金に係るコミットメントライン契約等は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、784,758百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが418,998百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 28,458百万円

11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は6,069百万円であります。

12. 株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の22等に基づき、危機対応業務の適確な実施のため、政府が出資した金額の累計額を危機対応準備金として計上しております。

なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

(1) 剰余金の額の計算においては、同法附則第2条の25の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。

(2) 欠損のてん補を行う場合、同法附則第2条の26の規定に基づき、資本準備金の額及び利益準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、同法附則第2条の26の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。

- (3) 危機対応業務の適確な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと当行が認める場合には、同法附則第2条の27の規定に基づき、株主総会の決議及び財務大臣の認可によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、同法附則第2条の28の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

13. 株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の23に基づき、特定投資業務の適確な実施のため、政府が出資した金額及び資本準備金の額から振り替えた金額を特定投資準備金として計上しております。また、特定投資業務に係る損益計算上生じた利益又は損失を利益剰余金の額から振り替え、特定投資剰余金として計上しております。

なお、特定投資準備金及び特定投資剰余金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、同法附則第2条の25の規定に基づき、特定投資準備金及び特定投資剰余金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、同法附則第2条の26の規定に基づき、資本準備金の額及び利益準備金の額が零となったときは、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を減少することができます。なお、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、同法附則第2条の26の規定に基づき、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を増加しなければなりません。
- (3) 特定投資業務の適確な実施のために必要がないと当行が認める場合には、同法附則第2条の27の規定に基づき、株主総会の決議及び財務大臣の認可によって、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付することができます。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、同法附則第2条の28の規定に基づき、国庫に帰属すべき額に相当する特定投資準備金及び特定投資剰余金の額を国庫に納付するものとされています。

(中間連結損益計算書関係)

1. その他経常収益には、貸倒引当金戻入益10,659百万円、株式等売却益13,608百万円、持分法による投資利益8,266百万円、投資事業組合等利益18,256百万円、土地建物賃貸料6,380百万円及び売電収入5,116百万円を含んでおります。
2. その他経常費用には、投資事業組合等損失2,560百万円及び減価償却費3,274百万円を含んでおります。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首株式数	当中間連結会計期間増加株式数	当中間連結会計期間減少株式数	当中間連結会計期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	43,632	—	—	43,632	

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項  
該当ありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成30年6月28日 定時株主総会	普通株式	22,121 百万円	507円	平成30年 3月31日	平成30年 6月29日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの  
該当ありません。

(金融商品関係)

○金融商品の時価等に関する事項

平成30年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	1,295,804	1,295,804	—
(2) コールローン及び買入手形	270,000	270,000	—
(3) 金銭の信託	16,688	18,290	1,602
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	569,242	579,395	10,153
その他有価証券	565,488	565,488	—
関連会社株式	2,338	4,145	1,807
(5) 貸出金	12,568,130		
貸倒引当金（*1）	△29,306		
	12,538,824	13,007,087	468,263
資産計	15,258,386	15,740,212	481,826
(1) 債券	3,249,993	3,347,486	97,493
(2) 借入金	8,301,481	8,311,942	10,461
(3) 社債	1,966,958	1,963,807	△3,151
負債計	13,518,433	13,623,237	104,804
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	31,019	31,019	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(1,025)	(1,025)	—
デリバティブ取引計	29,993	29,993	—

- (※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

コールローン及び買入手形は、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 金銭の信託

金銭の信託の信託財産構成物である金銭債権の評価は「(5) 貸出金」と同様の方法により時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。債券のうちこれらが無いものについては、債券の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を当該キャッシュ・フローに固有の不確実性（信用リスク）を負担するための対価（リスク・プレミアム）を無リスクの利子率に加算した利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた貸出金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を当該キャッシュ・フローに固有の不確実性（信用リスク）を負担するための対価（リスク・プレミアム）を無リスクの利子率に加算した利率で割り引いて時価を算定しております。（一部の貸出金は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建貸出金とみて現在価値を算定しております。）なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、債権の全部又は一部が要管理債権である債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、信用リスク等を反映させた当該キャッシュ・フローを無リスクの利子率で割り引いて時価を算定しております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間

連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

## 負債

### (1) 債券

当行の発行する債券のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行の信用状態は発行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるもののうち、市場価格のあるものは市場価格によっております。また、固定金利によるもののうち、市場価格のないものは、一定の期間ごとに区分した当該債券の元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた債券については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を当行が負担する対価（リスク・プレミアム）を無リスクの利子率に加算した利率で割り引いて現在価値を算定しております。（一部の債券は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建債券とみて現在価値を算定しております。）

### (2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を当行及び連結子会社が負担する対価（リスク・プレミアム）を無リスクの利子率に加算した利率で割り引いて現在価値を算定しております。（一部の借入金は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建借入金とみて現在価値を算定しております。）

### (3) 社債

当行及び連結子会社の発行する社債のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は発行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるもののうち、市場価格のあるものは市場価格によっております。また、固定金利によるもののうち、市場価格のないものは、一定の期間ごとに区分した当該社債の元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた社債については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を当行及び連結子会社が負担する対価（リスク・プレミアム）を無リスクの利子率に加算した利率で割り引いて現在価値を算定しております。（一部の社債は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建社債とみて現在価値を算定しております。）

## デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）、通貨関連取引（通貨スワップ、為替予約）及びクレジット・デリバティブ取引であり、割引現在価値等により算定した価額、取引先金融機関から提示された価格等によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
① 金銭の信託 (* 1)	1,751
② 非上場株式 (* 2) (* 3)	324,396
③ 組合出資金 (* 1)	274,206
④ 非上場その他の証券等 (* 2) (* 3)	226,375
合 計	826,729

(\* 1) 信託財産・組合財産等が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(\* 2) 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(\* 3) 当中間連結会計期間において、839百万円（うち非上場株式394百万円、非上場その他の証券444百万円）の減損処理を行っております。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 満期保有目的の債券（平成30年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	80,382	87,055	6,673
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	187,243	189,544	2,300
	その他	129,489	131,097	1,607
	小 計	397,115	407,696	10,581
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	135,884	135,540	△343
	その他	36,242	36,157	△85
	小 計	172,126	171,698	△428
合 計		569,242	579,395	10,153

## 2. その他有価証券（平成30年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	85,017	27,743	57,274
	債券	306,077	301,968	4,109
	国債	54,708	53,555	1,152
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	251,369	248,413	2,956
	その他	5,709	3,581	2,128
	小計	396,805	333,292	63,512
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	7,988	8,187	△199
	債券	160,695	161,426	△730
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	160,695	161,426	△730
	その他	55,000	55,000	—
	小計	223,683	224,614	△930
合計		620,488	557,906	62,581

## 3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合と30%以上50%未満下落し、かつ時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない場合であります。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託 (平成30年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成30年9月30日現在)

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間連結 貸借対照表計 上額が取得原 価を超えるも の (百万円)	うち中間連結 貸借対照表計 上額が取得原 価を超えない もの (百万円)
その他の金銭 の信託	18,440	17,701	738	744	5

(注) 「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 (注) 63,343円07銭

1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額 1,382円68銭

(注) 純資産額の算定にあたっては、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令に基づき、中間連結貸借対照表に掲げる純資産の部の合計額から危機対応準備金、特定投資準備金のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額及び特定投資剰余金のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額を除いた金額を普通株主に係る中間期末の純資産額としております。



第11期中 中間貸借対照表 (平成30年9月30日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	1,235,169	債券	3,249,993
コルポート	270,000	借入金	8,092,500
金銭の信託	16,688	社の他負債	1,966,708
有価証券	2,007,580	未払法人税等	82,544
貸出金	12,709,571	リース債務	14,179
その他の資産	186,391	資産除去債務	0
有形固定資産	111,239	その他の負債	230
無形固定資産	13,360	賞与引当金	68,135
前払年金費用	1,722	役員賞与引当金	4,680
支払承諾見返	210,367	退職給付引当金	4
貸倒引当金	△30,704	退職慰労引当金	6,123
投資損失引当金	△37	繰延税金負債	97
		支払承諾	24,166
		負債の部合計	210,367
		(純資産の部)	13,637,187
		資本金	1,000,424
		危機対応準備金	206,529
		特定投資準備金	459,000
		特定投資剰余金	3,099
		資本剰余金	766,466
		資本準備金	766,466
		利益剰余金	583,060
		その他利益剰余金	583,060
		別途積立金	526,249
		繰越利益剰余金	56,810
		株主資本合計	3,018,579
		その他有価証券評価差額金	51,793
		繰延ヘッジ損益	23,788
		評価・換算差額等合計	75,582
		純資産の部合計	3,094,161
資産の部合計	16,731,349	負債及び純資産の部合計	16,731,349

第11期中 中間損益計算書

〔平成30年4月1日から  
平成30年9月30日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	155,308
資金運用収益	95,009
(うち貸出金利)	(75,775)
(うち有価証券利息配当金)	(15,256)
役員取引等収益	6,029
その他の業務収益	4,205
その他の経常収益	50,063
経常費用	78,692
資金調達費用	44,436
(うち債券利息)	(18,424)
(うち借用金利)	(23,483)
役員取引等費用	48
その他の業務費用	3,591
営業経常費用	24,813
その他の経常費用	5,802
経常利益	76,615
特別利益	—
特別損失	5
税引前中間純利益	76,609
法人税、住民税及び事業税	17,542
法人税等調整額	2,255
法人税等合計	19,798
中間純利益	56,810

第11期中 中間株主資本等変動計算書

〔平成30年4月1日から  
平成30年9月30日まで〕

(単位：百万円)

	株主資本									株主資本合計
	資本金	危機対応 準備金	特定投資 準備金	特定投資 剰余金	資本剰余金		利益剰余金			
					資本準備 金	資本剰余 金合計	その他利益剰余金	別途積立 金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	1,000,424	206,529	330,000	3,099	895,466	895,466	459,721	88,650	548,371	2,983,890
当中間期変動額										
資本準備金から特定 投資準備金への振替			129,000		△129,000	△129,000				—
剰余金の配当								△22,121	△22,121	△22,121
別途積立金の積立							66,528	△66,528	—	—
中間純利益								56,810	56,810	56,810
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)										
当中間期変動額合計	—	—	129,000	—	△129,000	△129,000	66,528	△31,839	34,689	34,689
当中間期末残高	1,000,424	206,529	459,000	3,099	766,466	766,466	526,249	56,810	583,060	3,018,579

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	47,773	28,018	75,791	3,059,681
当中間期変動額				
資本準備金から特定 投資準備金への振替				—
剰余金の配当				△22,121
別途積立金の積立				—
中間純利益				56,810
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)	4,020	△4,230	△209	△209
当中間期変動額合計	4,020	△4,230	△209	34,480
当中間期末残高	51,793	23,788	75,582	3,094,161

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 重要な会計方針

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。また、投資事業組合等への出資金については組合等の中間会計期間に係る中間財務諸表等に基づいて、組合等の損益のうち持分相当額を純額で計上しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映された額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

### 2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

### 3. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

その他 4年～20年

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

### 4. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、

今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、当行の平均的な融資期間を勘案した過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は19,029百万円であります。

#### (2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

#### (3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

#### (4) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

#### (5) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理

#### (6) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

### 5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

## 6. ヘッジ会計の方法

### (1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、繰延ヘッジ処理又は特例処理を採用しております。なお、包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）を適用しております。

通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等について振当処理を採用しております。

また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

#### a. ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…債券・借入金・社債・有価証券及び貸出金

#### b. ヘッジ手段…通貨スワップ

ヘッジ対象…外貨建債券・外貨建借入金・外貨建社債・外貨建有価証券及び外貨建貸出金

#### c. ヘッジ手段…外貨建直先負債

ヘッジ対象…外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）

### (3) ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引等を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約又は一定のグループ毎に行っております。

### (4) ヘッジの有効性評価の方法

リスク管理方針に従って、リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。

なお、包括ヘッジに関して、相場変動を相殺する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し、有効性の評価をしております。また、キャッシュ・フローを固定する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替リスクヘッジに関しては、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していることを確認することにより有効性の評価をしております。

また、個別ヘッジに関して、特例処理の要件を充たしている金利スワップ及び振当処理の要件を充たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

## 7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 注記事項

### (中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 405,090百万円
2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に37,469百万円含まれております。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は該当がなく、延滞債権額は24,516百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は該当ありません。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は25,115百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は49,632百万円であります。

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 為替決済等の取引の担保として、有価証券206,639百万円及び貸出金934,586百万円を差し入れております。

出資先が第三者より借入を行うに当たり、その担保として有価証券27,030百万円を差し入れております。

また、その他資産には、金融商品等差入担保金43,302百万円及び中央清算機関差入証拠金28,105百万円を含んでおります。

なお、このほか、株式会社日本政策投資銀行法附則第17条及び旧日本政策投資銀行法第43条等の規定により、当行の財産を日本政策投資銀行から承継した債券711,289百万円の一般担保に供しております。
8. 貸付金に係るコミットメントライン契約等は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、784,758百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが418,998百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額

12,699百万円

10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は6,069百万円であります。

11. 株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の22等に基づき、危機対応業務の適確な実施のため、政府が出資した金額の累計額を危機対応準備金として計上しております。

なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

(1) 剰余金の額の計算においては、同法附則第2条の25の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。

(2) 欠損のてん補を行う場合、同法附則第2条の26の規定に基づき、資本準備金の額及び利益準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、同法附則第2条の26の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。

(3) 危機対応業務の適確な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと当行が認める場合には、同法附則第2条の27の規定に基づき、株主総会の決議及び財務大臣の認可によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。

(4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、同法附則第2条の28の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

12. 株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の23に基づき、特定投資業務の適確な実施のため、政府が出資した金額及び資本準備金の額から振り替えた金額を特定投資準備金として計上しております。また、特定投資業務に係る損益計算上生じた利益又は損失を利益剰余金の額から振り替え、特定投資剰余金として計上しております。

なお、特定投資準備金及び特定投資剰余金は次の性格を有しております。

(1) 剰余金の額の計算においては、同法附則第2条の25の規定に基づき、特定投資準備金及び特定投資剰余金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。

(2) 欠損のてん補を行う場合、同法附則第2条の26の規定に基づき、資本準備金の額及び利益準備金の額が零となったときは、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を減少することができます。なお、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、同法附則第2条の26の規定に基づき、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を増加しなければなりません。

(3) 特定投資業務の適確な実施のために必要がないと当行が認める場合には、同法附則第2条の27の規定に基づき、株主総会の決議及び財務大臣の認可によって、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付することができます。

(4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、同法附則第2条の28の規定に基づき、国庫に帰属すべき額に相当する特定投資準備金及び特定投資剰余金の額を国庫に納付するものとされています。

(中間損益計算書関係)

1. その他経常収益には、貸倒引当金戻入益10,717百万円、株式等売却益11,948百万円及び投資事業組合等利益24,869百万円を含んでおります。

2. その他経常費用には、投資事業組合等損失2,179百万円を含んでおります。



(中間株主資本等変動計算書関係)

該当ありません。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 満期保有目的の債券 (平成30年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	80,382	87,055	6,673
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	239,243	241,601	2,357
	その他	45,979	46,735	755
	小計	365,604	375,391	9,787
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	135,884	135,540	△343
	その他	—	—	—
	小計	135,884	135,540	△343
合計		501,488	510,932	9,443

2. 子会社株式及び関連会社株式 (平成30年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	35	4,145	4,110
合計	35	4,145	4,110

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	109,191
関連会社株式	21,391
合計	130,582

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

### 3. その他有価証券（平成30年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	85,017	27,743	57,274
	債券	306,077	301,968	4,109
	国債	54,708	53,555	1,152
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	251,369	248,413	2,956
	その他	5,709	3,581	2,128
	小計	396,805	333,292	63,512
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	7,988	8,187	△199
	債券	160,695	161,426	△730
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	160,695	161,426	△730
	その他	55,000	55,000	—
	小計	223,683	224,614	△930
合計		620,488	557,906	62,581

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額 （百万円）
株式	271,372
その他	538,612
合計	809,985

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

### 4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合と30%以上50%未満下落し、かつ時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない場合であります。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託 (平成30年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成30年9月30日現在)

	中間貸借対照 表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち中間貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭 の信託	16,688	16,668	19	24	5

(注) 「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金及び貸出金償却損金算入限度超過額	13,412百万円
有価証券償却損金算入限度超過額	14,601
退職給付引当金	1,875
その他	12,451
繰延税金資産小計	42,340
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△32,162
評価性引当額小計	△32,162
繰延税金資産合計	10,178
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△21,020
繰延ヘッジ損益	△10,498
その他	△2,825
繰延税金負債合計	△34,344
繰延税金負債の純額	△24,166百万円

(表示方法の変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当中間会計期間から適用し、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)に記載された内容を追加しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額 (注)	62,373円86銭
1 株当たりの中間純利益金額	1,302円03銭

(注) 純資産額の算定にあたっては、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令に基づき、中間貸借対照表に掲げる純資産の部の合計額から危機対応準備金、特定投資準備金のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額及び特定投資剰余金のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額を除いた金額を普通株主に係る中間期末の純資産額としております。